

・「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、正式に登録となった平成30年7月4日に暫定一覧表から削除。・「百舌鳥・古市古墳群」も正式に登録となった令和元年7月に暫定一覧表から削除。

■世界遺産としての価値：世界文化遺産評価基準(3)を適用 本資産は、12の異なる構成資産が総体となって、潜伏キリシタンの伝統についての深い理解を可能としている。本資産は、禁教政策下において形成された潜伏キリシタンの信仰の継続に関わる独特の伝統の証拠であり、長期にわたる禁教政策の下で育まれたこの独特の伝統の始まり・形成・変容・終焉の在り方を示す本資産は、顕著な普遍的価値を有する。本資産は、長崎と天草地方の潜伏キリシタンが自らの信仰を密かに継続する中で育んだ独特の宗教的伝統を物語る証拠である。禁教期の潜伏キリシタンが自らの信仰を密かに継続する中で育んだ固有の信仰形態、大浦天主堂における「信徒発見」を契機とする新たな信仰の局面及び固有の信仰形態の変容・終焉が、12の構成資産によって表されている。(参考)世界文化遺産評価基準：(1)人間の創造的才能を表す傑作である。(2)建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。(3)現存するか消滅しているにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも稀有な存在)である。(4)歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。(5)ある一つの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境のふれあいを代表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)。(6)顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。

■潜伏キリシタンとは キリシタン禁教期の17～19世紀の日本において、社会的には普通に生活しながらひそかにキリシタン由来の信仰を続けようとしたキリシタンのことを学術的に「潜伏キリシタン」と呼んでいる。そして、彼らの「信仰を実践するために独自の対象を拝むという試み」と、「共同体を維持するために移住先を選ぶという試み」を併せて「潜伏キリシタンの伝統」と呼ぶ。なお、禁教期よりも前にキリシタンに改宗した人々のことを、同時代の日本ではポルトガル語由来の「キリシタン」と呼んだ。また、キリシタンが解禁となった19世紀後半以降も引き続き潜伏キリシタン以来の信仰を続けた人々のことを「かくれキリシタン」と呼ぶが、その信仰のあり方は解禁以降に次第に変容したとされ、変容が進んだ段階の人々を「カクレキリシタン」と表記する場合(研究)もある。

■12の構成資産 ①原城跡 キリシタンが「潜伏」し、独自に信仰を続ける方向を模索することを余儀なくされたきっかけとなる「島原・天草一揆」の主戦場跡。②平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳) ③平戸の聖地と集落(中江ノ島) キリシタンが伝わる以前から信仰された山やキリシタンが殉教した島を拝むことによって信仰を実践した集落。④天草の崎津集落 身近なものを信心具として代用することによって信仰を実践した集落。⑤外海の出津集落 キリシタン由来の聖画像をひそかに拝むことによって信仰を実践した集落 ⑥外海の大野集落 神社にひそかにまつた自らの信仰対象を拝むことによって信仰を実践した集落。⑦黒島の集落 平戸藩の牧場跡の再開発地に開拓移住することによって共同体を維持した集落。⑧野崎島の集落跡 神道の聖地であった島に開拓移住することによって共同体を維持した集落。⑨頭ヶ島の集落 病人の療養地として使われていた島に開拓移住することによって共同体を維持した集落。⑩久賀島の集落 五島藩の政策に従って島の未開発地に開拓移住することによって共同体を維持した集落。⑪奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺) 禁教期に移住によって集落が形成され、解禁後に「潜伏」が終わったことを可視的に示す教会堂。⑫大浦天主堂 宣教師との接触という、「潜伏」が終わるきっかけとなる「信徒発見」の場所。

■世界遺産としての価値 I)宣教師不在とキリシタン「潜伏」のきっかけ 1549年、イエズス会 宣教師フランシスコ・ザビエルによってキリシタンが日本に伝えられ、その後続いて来日した宣教師たちの活動や、南蛮貿易の利益を求めて改宗したキリシタン大名の保護によって全国に広まった。しかし、豊臣秀吉のバテレン追放令に続く江戸幕府の禁教令により、すべての教会堂は破壊され、宣教師は国外へ追放された。1637年、禁教が深まる中、圧政をきっかけにキリシタンが蜂起して「原城跡」に立てこもった「島原・天草一揆」に衝撃を受けた幕府は、宣教師の潜入の可能性のあるポルトガル船を追放し、海禁体制(鎖国)を確立した。1644年には最後の宣教師が殉教。残されたキリシタンは、民衆レベルの信仰の共同体を維持しながら「潜伏」して信仰を続けた(彼らを「潜伏キリシタン」と呼ぶ)。これらの共同体は17世紀後半に起こった大規模なキリシタン摘発事件によって順次崩壊し、潜伏キリシタンの多くが棄教、殉教した。II)潜伏キリシタンが信仰を実践するための試み 日本各地の潜伏キリシタン集落は途絶えていったが、キリシタン今日の伝来期に最も集中的に宣教が行われた長崎と天草地方においては、18世紀以降も共同体がひそかに維持され、独自に信仰を実践する方法を模索していった。それは、山や島(平戸の聖地と集落)、生活・生業に根ざした身近なもの(天草の崎津集落)、聖画像(外海の出津集落)、神社(外海の大野集落)など、それぞれの集落で独自の対象をひそかに拝むというものであった。III)潜伏キリシタンが共同体を維持するための試み 18世紀の終わりになると、外海地域の人口が増加し、五島列島などへ開拓移住が行われた。開拓移住者の中には潜伏キリシタンが多く含まれていた。彼らは自分たちの共同体を維持するために、藩の再開発地(黒島の集落)や神道の聖地(野崎島の集落跡)、病人の療養地(頭ヶ島の集落)、未開発地(久賀島の集落)など、既存の社会や宗教との折り合いのつけ方を考慮して移住先を選択した。このように潜伏キリシタンは、信仰を実践するために拝んだ独自の対象や、共同体を維持

するための移住先の選地により、2世紀にわたって信仰を続けていった。IV)宣教師との接触による転機と「潜伏」の終わり
 1854年の開国からまもなく長崎に来た宣教師たちは、「大浦天主堂」を建設し、慰留地の西洋人のために宣教活動を行った。
 1865年、大浦天主堂の宣教師と浦上村の潜伏キリシタンが出会った「信徒発見」をきっかけに、多くの潜伏キリシタンが
 信仰を表明したため、再び弾圧が強化され、摘発事件が相次いだ。やがて弾圧に対する西洋諸国の強い抗議が相次ぎ、1873年、
 明治政府は禁教の高札を取り除き、キリスト教は解禁された。潜伏キリシタンは、宣教師の指導下に入ってカトリックへ復帰
 する者、引き続き禁教期の信仰を实践する者、神道や仏教へと改宗する者へとそれぞれ分かれた。カトリックに復帰した集落
 では新たに素朴な教会堂がたてられていったが、「奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)」に建てられた江上天主堂は、
 移住先の風土に適応した在来の技術のあり方を示すとともに、「潜伏」が終わりを迎えたことを象徴的にあらわしている。

■「キリスト教関連歴史文化遺産群」を発信するホームページ ・ぶらり旅(毎週水曜日更新) キリスト教文化遺産群のほか
 周辺のスポットを訪ね歩き、訪問者目線で周遊ルートを紹介。・フォト巡礼(毎週金曜日更新) 潜伏キリシタン集落の現在の
 様相などの写真を、撮影した写真家の意図(コンセプト)と併せて公開。・おらしょ通信(毎週月曜日更新) 世界遺産に関する
 情報、教会やキリスト教にまつわるエピソード、日々の暮らしの中で見つけた興味深い話題をご提供。

■世界遺産と関連する文化財等の一体的な活用 長崎と天草地方のキリスト教関連歴史文化遺産群(キリスト教文化遺産群)／
 世界遺産的価値をコンセプトにした歴史ブランド化

【目的】文化財保護 世界遺産と関連する文化財等を一体的に保護し、文化財としての観点を踏まえた上で、活用・公開の推進
 について、県・市町が協議で取り組む。地域活性化世界遺産と関連する文化財等の関係性や位置付けを明確にし、歴史文化
 を活かしたまちづくりや交流人口の拡大につなげる。【対象】長崎と天草地方に残るキリスト教の伝播と普及、禁教下の継承、
 解禁後の信仰復帰といった歴史に関連する教会堂や聖地、集落、城跡、民族・行事、芸能、関係資料のほか、それらを展示する
 施設など。

委員会報告

ロータリー財団部門 副委員長 鬼塚洋一

補助金管理セミナー参加報告

【日時】令和2年2月2日(日) 13:30～ 【場所】東彼杵町総合会館

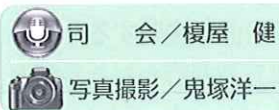
【参加者】4名：高木次年度会長・岩永城児次年度幹事・事務局尾野・鬼塚

点鐘により開会、千葉ガバナー挨拶、岡村財団委員長の現況報告、西川次年度補助金委員長の補助金申請について。休憩を
 挟んで、古賀資金推進委員長から現状報告、隈地区補助金小委員会委員長報告という流れでセミナーが進められました。
 千葉ガバナーより、2740地区において、22のクラブが0クラブでありクラブの年次寄付額0を無くしたいという説明があり
 ました。奉仕する喜びを得ることがロータリアンの喜びである。①岡村財団委員長 補助金申請手続きには必須条件が2つ
 あります。財団セミナー(11月)・補助金管理セミナー(2月)への参加及びクラブの参加資格認定覚書(MOU)の提出。財団
 委員会では、複雑な手続きを軽くする(ハードルを下げる)事が仕事。②西川次年度補助金委員長 2740地区の、地区補助金
 は500万です。3年前の寄付額に準じて決まったものです。今回作成された冊子により説明をされました。【要点】・クラブ
 の参加資格認定覚書(MOU)・希望すれば他クラブとの合同申請も可能・1クラブの資金の上限と下限：補助金対象額合計
 の1/2 下限：補助金申請額1万+自己資金1万以上 上限：補助金申請額20万+自己資金20万以上(自己資金に上限なし)
 ・2020年度よりMOU、申請書はガバナーエレクト事務所へ送付・タイムスケジュール4月30日までに申請書を準備しガバ
 ナーエレクト事務所へ申請する。5月の早い時期に、補助金委員会より財団本部へ申請します。8月に財団本部より通知が
 あります。事業開始(尚、事業開始は8月から。終了を3月末までに行ってください。)③古賀資金推進委員長 地区資金を
 活用した事業を活性化するためにも、年間平均150ドル寄付のお願い。財団寄付0クラブを無くす。ロータリーダイナース
 クラブカードへの入会④隈地区補助金小委員会委員長 ネパールでの水事業紹介

青少年奉仕委員会 委員長 井口盛博

令和2年2月2日(火)祝日 「長崎北東ロータリークラブ杯 長崎高等学校ラグビーフットボール3地区対抗戦」

三地区対抗戦試合結果 第1試合 長崎42-00佐世保 第2試合 長崎12-05中地区 第3試合 中地区31-07佐世保
 第1位 長崎地区 第2位 中地区 第3位 佐世保地区



創 立/昭和49年4月30日
 承 認/昭和49年5月22日
 例会日/毎週水曜日 12:30~13:30
 例会場/長崎新聞文化ホール「アストピア」

事務局/長崎市目覚町8-11-301
 TEL.843-6635/FAX.845-9411
 URL <http://nerotary.org/>

本日のメニュー



	全員総数	Home Club 出席数	Home Club 欠席数	Make-up 免除者	修正出席率	出席率
1月15日	40	29	9	3	84.2	
2月12日	40	30	9	1		76.9

月間出席率		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
前年度		76.8	79	77.7	79.8	71.7	71.7	79.7	75.1	73.6	78.2	74.4	77.3
本年度		82.1	81.3	81.3	74.4	77.5							